

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、（仮称）厚木市学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を選定したので、PFI 法第 11 条第 1 項の規定により客観的な評価の結果をここに公表する。

令和 2 年 6 月 24 日

厚木市長 小林 常良

1 本事業の概要

（1）事業の名称

（仮称）厚木市学校給食センター整備運営事業

（2）公共施設等の管理者の名称

厚木市長 小林 常良

（3）事業の目的

市では、昭和 49 年に北部学校給食センター、昭和 55 年に南部学校給食センターを開設し、現在も市内の中学校給食において完全給食を共同調理場方式で提供している。

しかし、既存施設の老朽化が進み、建て替えが喫緊の課題であるため、将来の生徒数の状況等を踏まえた、安心して安全な給食を継続的に提供するための施設整備が必要である。

また、本事業の実施に当たっては、民間の経営能力及び技術能力により、施設の衛生的かつ機能的な整備を図るとともに、給食の運營業務においては、献立作成等を実施する市と民間事業者との新たなパートナーシップにより、確実な衛生管理の下で安心、安全な給食を提供できる運営システムを構築することを目指すものである。

（4）事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、市と事業契約を締結した落札事業者が市の所有する土地に新たに（仮称）厚木市学校給食センター（本体施設及び附帯施設を含む。）を設計・建設した後、公共施設等の管理者である市に施設等を引き渡し、事業期間中に係る施設の維持管理及び給食の運營業務を実施する BTO（Build Transfer and Operate）方式とする。

(5) 事業期間

事業契約締結日から令和20年3月31日までとし、次のとおり予定している。

日 程	内 容
令和2年10月上旬	事業契約締結（市議会における議決による効力の発生）
令和2年10月～	施設の整備（設計、建設）期間
令和4年6月下旬	施設の引渡し（施設の供用開始は令和4年9月）
令和4年7月～8月下旬	施設の開業準備期間
令和4年9月～20年3月	施設の維持管理・運営期間
令和20年3月31日	事業期間終了

2 落札事業者決定までの経緯

落札事業者決定までの経緯は、次のとおりである。

日 程	内 容
平成31年4月17日（水）	第1回厚木市学校給食センターPFI事業者選定委員会
令和1年5月21日（火）	実施方針及び及び要求水準書（案）の公表
令和1年5月27日（月）	実施方針等に関する説明会
令和1年6月14日（金）	実施方針等に関する質問・意見の受付締切
令和1年7月19日（金）	実施方針等に関する質問・意見に対する回答
令和1年8月21日（水）	特定事業の選定及び公表
令和1年10月9日（水）	第2回厚木市学校給食センターPFI事業者選定委員会
令和1年10月17日（木）	入札公告
令和1年10月30日（水）	入札説明書等に関する説明会
令和1年11月8日（金）	入札説明書等に関する質問の受付締切（第1回）
令和1年12月11日（水）	入札説明書等に関する質問に対する回答（第1回）
令和2年1月8日（水） ～令和2年1月9日（木）	入札参加表明書、入札参加資格確認申請書類の受付
令和2年1月29日（水）	参加資格審査結果の通知、予定価格の公表
令和2年2月7日（金）	入札説明書等に関する質問の受付締切（第2回）
令和2年3月5日（木）	入札説明書等に関する質問に対する回答（第2回）
令和2年4月2日（木）	入札書及び提案書の受付
令和2年4月27日（月）	第3回厚木市学校給食センターPFI事業者選定委員会
令和2年5月12日（火）	第4回厚木市学校給食センターPFI事業者選定委員会
令和2年5月26日（火）	落札事業者の決定及び公表

3 落札事業者の決定

学識経験者等で構成する「厚木市学校給食センターPFI 事業者選定委員会」が落札事業者決定基準に基づき、提案書類の審査及びヒアリング等を行い、最優秀提案を選定した。（別紙「審査講評」参照）

市は、その結果を踏まえ、令和2年5月26日に、東洋食品グループ（代表企業：東洋食品株式会社）を落札事業者として決定した。

東洋食品グループ	代表企業	株式会社東洋食品
	構成企業	株式会社楠山設計 東亜建設工業株式会社 横浜支店 山王建設株式会社 タニコー株式会社 厚木営業所 株式会社中西製作所 横浜営業所 伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社 株式会社朝日美装 NECキャピタルソリューション株式会社 神奈川支店
	協力企業	沖測量設計株式会社 川本工業株式会社 県央支店

4 落札金額

8,140,739,276 円（消費税及び地方消費税を含まない）

5 財政負担額の削減効果

落札事業者の提案に基づき、本事業を PFI 事業として実施する場合の財政支出について、市が自ら実施する場合の財政支出と比較したところ、次のとおり、事業期間全体を通じた市の財政負担額を、約 17.7%（現在価値換算後）削減できるものと見込まれる。

区 分	市の財政負担
① 市が自ら実施する場合の財政支出額	8,972 百万円
② PFI 事業として実施する場合の財政支出額	7,380 百万円
③ 財政支出の削減効果額（②－①）	1,592 百万円
④ 削減効果率（③／①×100）	約 17.7%

※①は、市が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた財政負担の見積額を算定。

※②は、落札事業者の入札金額をもとに PFI 事業として実施する場合の金額を算定。

※①②の金額の算定にあたっては、市の収支額（交付金、アドバイザー費等）を考慮のうえ、現在価値に換算（割引率 0.93%）している。なお、物価上昇は見込んでいない。

参考資料

外観パース



※ 外観パースは、提案資料の一部であり、実際の建築物とは異なる場合があります。